

○愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

昭和60年10月1日規則第50号

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則を次のように定める。

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書等)

第2条 条例第4条第1項に規定する申請書の様式は浄化槽保守点検業者登録申請書(様式第1号)とし、条例第7条第2項において準用する条例第4条第1項に規定する申請書の様式は浄化槽保守点検業者変更登録申請書(様式第2号)とする。

2 条例第4条第2項第5号(条例第7条第2項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者(法人にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人(法人にあつては、当該法人及びその役員)を含む。)の住所、生年月日等に関する調書及び個人にあつては、住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - (2) 営業所付近の見取図及び営業区域の図面
 - (3) 営業所に置く浄化槽管理士の住所、生年月日等に関する調書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - (4) 営業所に置く浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し
 - (5) 営業所に置く浄化槽管理士が条例第15条の2第1項に規定する研修(以下「研修」という。)を修了したことを証する書面
 - (6) 保守点検を行う浄化槽規模別一覧表
 - (7) その他知事が指定する書類又は図面
- 一部改正〔令和2年規則21号〕

(登録簿)

第3条 条例第5条第1項に規定する登録簿(以下「登録簿」という。)の様式は、浄化槽保守点

検業者登録簿（様式第3号）とする。

- 2 登録簿の閲覧所を県民環境部環境局循環型社会推進課及び各保健所に置く。
- 3 前項に定めるもののほか、登録簿の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔昭和62年規則24号・平成5年23号・7年28号・10年32号・12年33号・20年29号〕

（登録証）

第4条 条例第5条第2項に規定する登録証の様式は、浄化槽保守点検業者登録証（様式第4号）とする。

（変更の届出）

第5条 条例第8条第1項の規定による変更の届出は、浄化槽保守点検業者変更届出書（様式第5号）を知事に提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の条例第4条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

（登録証の書換えの申請）

第6条 条例第9条の規定による登録証の書換えを受けようとする浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業者登録証書換え交付申請書（様式第6号）に当該登録証を添えて、知事に提出しなければならない。

（登録証の再交付の申請）

第7条 条例第10条第1項の規定による登録証の再交付を受けようとする浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書（様式第7号）に、登録証を破り、又は汚した場合にあつては当該登録証を添えて、知事に提出しなければならない。

（廃業等の届出）

第8条 条例第11条の規定による廃業等の届出は、浄化槽保守点検業者廃業等届出書（様式第8号）を知事に提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、当該届出が条例第11条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合にあつては、そのことを証する書面を添付しなければならない。

（営業所ごとに備える器具）

第9条 条例第13条第3項に規定する規則で定める器具は、別表に掲げる器具とする。

（浄化槽管理士の身分証明書の携帯）

第10条 浄化槽管理士は、条例第13条第6項の規定により職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

(標識)

第11条 条例第14条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録有効期間
- (3) 当該営業所に置く浄化槽管理士の氏名

2 条例第14条第2項に規定する標識の様式は、浄化槽保守点検業者登録票(様式第9号)とする。

(帳簿)

第12条 条例第15条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 浄化槽の規模及び処理方式
- (4) 保守点検を行つた年月日及びその内容
- (5) 保守点検を行つた浄化槽管理士の氏名

2 条例第15条に規定する帳簿の様式は、浄化槽保守点検業務に関する帳簿(様式第10号)とする。

3 前項の帳簿は、保守点検を行つた浄化槽ごとに記載し、その記載の日の属する事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(浄化槽管理士の研修)

第13条 浄化槽保守点検業に従事する浄化槽管理士は、3年を超えない期間ごとに研修を受けなければならない。

追加〔令和2年規則21号〕

(身分証明書の様式)

第14条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例第17条第2項の立入検査員証(様式第11号)とする。

一部改正〔令和2年規則21号〕

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔令和2年規則21号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年11月1日規則第51号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 第1条の規定による改正後の（中略）愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則様式第4号の規定は、この規則の施行の日以後に交付し、又は授与する書類について適用し、同日前に交付し、又は授与した書類については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月31日規則第15号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年4月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第16号）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成12年4月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月31日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則（平成16年12月28日規則第67号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則（平成18年8月29日規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第29号抄）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第7号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第21号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定（同項第1号及び第3号に係る部分を除く。）は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則様式第1号及び様式第2号の規定による書類は、改正後の愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則様式第1号及び様式第2号の規定による書類とみなす。

別表（第9条関係） 営業所ごとに備える器具

区分	内容
管理器具	各単位装置、電気設備、ポンプ設備等、浄化槽本体及び付帯設備の保守

	点検に必要な器具
衛生・安全器具	ガス中毒、酸素欠乏、感電、転落事故、負傷、感染等保守点検時の衛生・安全対策として必要な器具
水質・汚泥試験器具	透視度、汚泥沈澱(でん)率、残留塩素、生物相等機能の判断に必要な器具
試料採取・運搬器具	処理水、汚泥等分析試料の採取及び運搬に必要な器具
その他の器具	筆記用具、記録用紙等及びその他保守点検に必要な器具

様式第1号（第2条関係）浄化槽保守点検業者登録申請書
（表）

浄化槽保守点検業者登録申請書		愛媛県収入証紙 貼付欄（消印は、 しないこと。）	
愛媛県知事 様		年 月 日	
		申請者 ④	
登 録 の 種 類	新規・更新	※登録番号	第 号
		※登録年月日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称			
住 所		郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —	
法人にあつては、その 代 表 者 の 氏 名			
法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役職名			
氏 名	役 職 名 (常勤・非常勤)	氏 名	役 職 名 (常勤・非常勤)
営業区域の名称 (市町ごとの区域)			

(裏)

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置く浄化槽管理士の氏名、 その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の番号及びその者が専任する営業 区域の名称				
営 業 所		浄 化 槽 管 理 士		
名 称	所 在 地 郵便番号() 電話番号()	氏 名	免 状 の 番 号	専 任 す る 営 業 区 域 の 名 称

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 不要の文字は、消すこと。
- 5 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役職名」の欄には「株主等」と記載すること。
- 6 主たる営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。
- 7 「営業所」の欄と「浄化槽管理士」の欄は、各々対応させて記載すること。
- 8 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）第4条第2項各号に規定する書類及び図面を添付すること。

一部改正〔平成11年規則16号・13年26号・16年67号・18年53号・令和元年7号・2年21号〕

様式第2号（第2条関係）浄化槽保守点検業者変更登録申請書

(表)

浄化槽保守点検業者変更登録申請書		愛媛県収入証紙貼付欄 (消印は、しないこと。)		年 月 日	
				申請者 ㊟	
新たな営業区域の名称 (市町ごとの区域)		※変更登録番号	第 号		
		※変更登録年月日	年 月 日		
氏名又は名称					
住 所	郵便番号 (—) 電話番号 () —				
法人にあつては、その代表者の氏名					
登録番号	第 号				
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				
(変更の理由)					
営業区域の名称 (市町ごとの区域)					

(裏)

法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役職名				
氏 名	役 職 名 (常 勤・非常勤)	氏 名	役 職 名 (常 勤・非常勤)	
営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置く浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の番号及びその者が専任する営業区域の名称				
営 業 所		浄 化 槽 管 理 士		
氏 名	所 在 地 郵便番号() 電話番号()	氏 名	免 状 の 番 号	専 任 す る 営 業 区 域 の 名 称

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 不要の文字は、消すこと。

5 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役職名」の欄には「株主等」と記載すること。

6 主たる営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。

7 「営業所」の欄と「浄化槽管理士」の欄は、各々対応させて記載すること。

8 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）第4条第2項各号に規定する書類及び図面を添付すること。

一部改正〔平成11年規則16号・13年26号・16年67号・18年53号・令和元年7号・2年21号〕

様式第3号（第3条関係）浄化槽保守点検業者登録簿
（表）

登録番号	第号	登録年月日	年 月 日
		有効期間満了年月日	年 月 日
ふりがな氏名又は名称	法人にあつては、そのふりがな代表者の氏名		
住 所	郵便番号（ ー ） 電話番号（ ） ー		
法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役職名			
ふりがな氏名	役職名 (常勤・非常勤)	ふりがな氏名	役職名 (常勤・非常勤)
営業区域の名称 (市町ごとの区域)			

様式第4号（第4条関係）浄化槽保守点検業者登録証

浄化槽保守点検業者登録証



氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

営業所の名称

営業所の所在地

営業区域の名称

事業の範囲

登録番号 第 号

登録有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）第5条第1項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿に登録したことを証する

年 月 日

愛媛県知事

印

一部改正〔平成元年規則51号・11年16号〕

様式第5号（第5条関係）浄化槽保守点検業者変更届出書

浄化槽保守点検業者変更届出書				
年 月 日				
愛媛県知事 様				
届出者				
氏名又は名称				
住所		郵便番号（ ） 電話番号（ ）		
法人にあつては、その代表者の氏名				
登録番号		第 号		
登録有効期間		年 月 日から 年 月 日まで		
変更の内容	変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
(変更の理由)				

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 届出に係る事項についての変更後の愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）第4条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付すること。

様式第6号（第6条関係）浄化槽保守点検業者登録証書換え交付申請書

浄化槽保守点検業者登録証書換え交付申請書		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">愛媛県収入証紙 ちよう付欄（消印 は、しないこと。）</div> 年 月 日		
愛媛県知事 様		申請者		
氏名又は名称				
住 所		郵便番号（ ー ） 電話番号（ ） ー		
法人にあつては、その 代表者の氏名				
変 更 の 内 容	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
（変更の理由）				

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 浄化槽保守点検業者登録証を添付すること。

一部改正〔平成11年規則16号・13年26号・18年53号・令和元年7号〕

様式第7号（第7条関係）浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書

浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書

愛媛県収入証紙
 ちよう付欄（消印
 は、しないこと。）

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 

氏 ^ナ 名 ^リ 又 ^ハ は ^ガ 名 ^ナ 称	
住 所	郵便番号（ ー ） 電話番号（ ） ー
法人にあつては、その 代 ^リ 表 ^ス 者 ^ノ の氏 ^ナ 名	
登 録 番 号	第 号
登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
(再交付申請の理由)	

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 浄化槽保守点検業者登録証を破り、又は汚した場合にあつては、当該登録証を添付すること。

様式第8号（第8条関係）浄化槽保守点検業者廃業等届出書

浄化槽保守点検業者廃業等届出書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
届出者	
浄化槽保守点検業者	氏名又は名称
	住所 郵便番号（ ） 電話番号（ ）
	法人にあつては、その代表者の氏名
登録番号	第 号
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃業等の年月日	年 月 日
(廃業等の理由)	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 浄化槽保守点検業者登録証を添付すること。

3 届出が愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）第11条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合にあつては、そのことを証する書面を添付すること。

一部改正〔平成11年規則16号・13年26号・18年53号・令和元年7号〕

様式第9号（第11条関係）浄化槽保守点検業者登録票

浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
法人にあつては、その代表者の氏名	
登録番号	第 号
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
浄化槽管理士の氏名	

注 登録票の大きさは、縦35センチメートル以上、横40センチメートル以上とすること。

様式第10号（第12条関係）浄化槽保守点検業務に関する帳簿
（表紙）

年度

浄化槽保守点検業務に関する帳簿

浄化槽保守点検業者の
氏名又は名称

(個票)

浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		
浄化槽の設置場所		
浄化槽の規模及び処理方 式		
保守点検年月日	保守点検の内容	保守点検を行った浄化槽管理士の氏名

一部改正〔平成11年規則16号〕

様式第11号（第14条関係） 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例第17条第2項の立入検査員証
（表）

第	_____	号
所 属	_____	
氏 名	_____	
愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例第17条第2項の立入検査員証		
愛媛県知事	印	
		_____年 月 日発行

（裏）

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例抜粋
（報告徴収、立入検査等）

第17条 知事は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、浄化槽保守点検業者に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に浄化槽保守点検業者の事務所若しくは営業所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(3)略

(4) 第17条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

注 用紙の大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとすること。

一部改正〔平成4年規則15号・令和2年21号〕